

広島県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十七年二月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町戸谷字酒森五三一九番四地先から 山県郡北広島町戸谷字酒森五三二六番一地先まで	一三・〇〇 四三・五〇	四・〇〇 一七・〇〇	七四・〇〇	一一五・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一〇二・〇〇 メートル 一般国道四三 四号と重複 県道溝口加計 線と重複
	七四・〇〇	七四・〇〇			

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考

山県郡北広島町戸谷字酒森五三一九番四地先 から 山県郡北広島町戸谷字酒森五三二六番一地先 まで	
新	旧
一三・〇〇〇 四二・五〇〇	四・〇〇〇 一七・〇〇〇 一三・〇〇〇 四二・五〇〇
七四・〇〇	一二五・〇〇〇 七四・〇〇〇
解除 不用物件延長 一〇二・〇〇〇 メートル 一般国道四三 三号と重複 県道溝口加計 線と重複	

一 道路の種類

県道

二 路線名

溝口加計線

三 道路の区域

区	間
山県郡北広島町戸谷字北畑五三〇一番一地先 から 山県郡北広島町戸谷字坂平二二九四四番一地 先まで	
新	旧
一三・〇〇〇 四二・五〇〇	四・〇〇〇 一七・〇〇〇
七四・〇〇	一二五・〇〇
ルート変更 不用物件延長 一〇二・〇〇〇 メートル 一般国道四三 三号と重複 一般国道四三 四号と重複	

新旧
の別

敷地の幅員
(メートル)

延
長
(メートル)

備
考